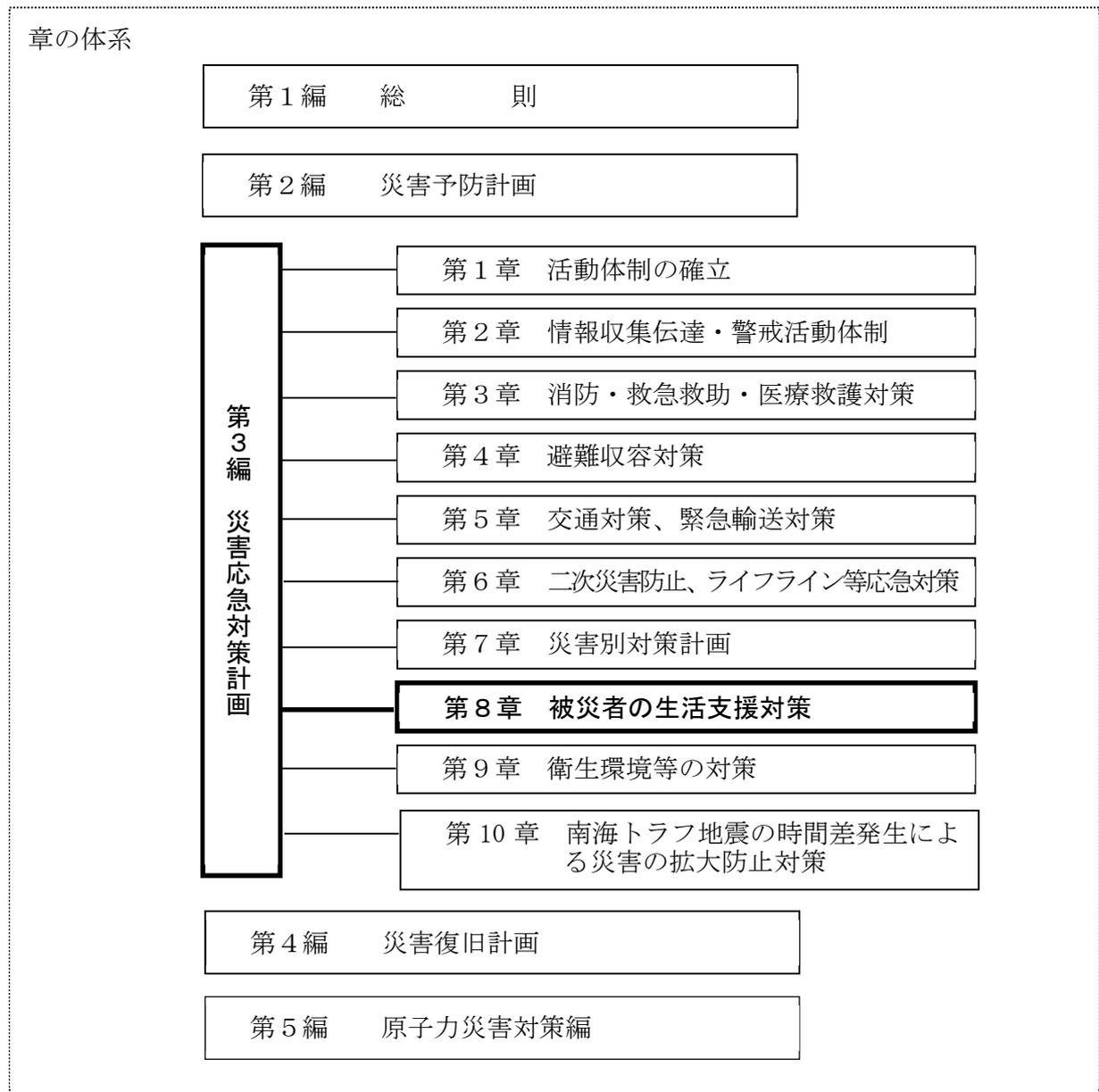


第8章 被災者の生活支援対策



第1節	災害救助法の適用	応-114
第2節	飲料水・食糧・生活必需品等の供給	応-117
第3節	住宅対策	応-123
第4節	文教対策	応-126
第5節	文化財の保護	応-130
第6節	自発的支援の受入れ	応-131

第1節 災害救助法の適用

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

第1 災害救助法の適用基準

竜王町における災害救助法による救助の適用基準は、町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態である時に実施される。

なお、町の人口は **11,789人**（令和2年国勢調査）を基準に算定する。

- (1) 住家が滅失した世帯の数が40世帯以上であること。
- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、本町の住家滅失世帯数が20世帯以上であること。
- (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合で、かつ町の区域内で多数の住家が滅失した場合。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情である場合であって、かつ多数の住家が滅失した場合。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。

第2 被害の認定基準

1 被害の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては関係法令に基づき、全壊（焼）、流世帯は1世帯をもって、住家が半壊または半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

なお、災害救助法の被害状況は、世帯単位であることに留意する。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損傷または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となっ

たもの。

(1)(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土砂、竹林等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第3 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は市町の区域単位ごとに実施されるものであり、町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みである場合には、町長、知事は次に掲げる所要の措置をとる。

1 町

- (1) 町長は、速やかに管内の被害状況の把握に努め、被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みである場合には、直ちに、災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受けなければならない。

2 県

- (1) 災害救助法の適用の要請を受けた場合または被害状況の報告等から、県の健康福祉政策課長は、適用の要否について滋賀県災害対策本部員会議に諮り、町および関係機関に対し、直ちに災害救助法に基づく応急救助の実施を指示するとともに、災害救助法適用の公示を行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに厚生労働大臣に報告する。

第4 災害救助法による救助の種類と救助の委任

1 救助の種類

- (1) 避難所（福祉避難所を含む）の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- (6) 医療および助産
- (7) 被災者の救出
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索
- (12) 死体の処理

- (13) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 職権の委任

上記の援助の実施について、知事は必要があると認めるときは救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することがある。町長が行うこととなった場合、知事が事務の内容および当該事務を行う期間を通知する。

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告する。

第5 救助の実施状況の記録および報告

町は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

町は、被災者台帳を作成するため、県が行った災害救助法に基づく被災者救助の情報提供を県に要請することができる。

※ 資 料

- 1 災害救助法による救助の程度、方法および期間 (資料編1-19)

第2節 飲料水・食糧・生活必需品等の供給

第1 食糧の供給

町は、平素から災害時に備え、各家庭や自治会（区）、自主防災組織が町と一体となって3日程度に相当する食糧を確保する体制整備に努める。そのため町における保存食糧の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置をとる。

災害発生後は必要に応じて食糧供給計画を確立し、備蓄食糧の払出し、炊き出し等による食糧の給与を速やかに実施する。

1 食糧供給体制の確保

(1) 食糧供給の対象者

- ①避難所に収容された者
- ②全半壊（焼）、流失、床上浸水等で炊事できない者
- ③その他、本部長が必要と認めるもの

(2) 町の体制

- ①災害発生当日の食糧の給与は、乾パン等の備蓄食糧によることを原則とし、備蓄数量が不足する場合は、町内業者等からパン、弁当などを調達する。なお不足する場合は、県に支援を要請する。
また、高齢者や乳幼児等に配慮し、高齢者食および粉ミルク等を供給する。
- ②2日目以降、炊き出しの体制が整うまでは、備蓄食糧または調達食糧によるものとする。
- ③炊き出し体制が整った段階においては、米飯による炊き出しを基本とし、町内の業者等から米穀の調達および副食の調達を行う。

2 災害救助用米穀の緊急引き渡し

県においては、災害時における災害救助用米穀の緊急引き渡しは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」等により処理される。町は、知事に必要とする数量の応急用米穀を要請することができる。

3 食糧の輸送

- (1) 乾パン等備蓄食糧が備蓄してある備蓄庫から避難所等への輸送は、町が自主防災組織、自治会（区）等団体、ボランティア等の協力を得て行う。
- (2) 食糧等輸送拠点、道の駅「竜王かがみ」とし、調達食糧等は、食糧等輸送拠点で一括して取り扱うものとする。
- (3) 県の備蓄食糧で町外から輸送する場合は、県が町の食糧等輸送拠点に輸送するよう要請する。
- (4) 他市町等から運搬される救援物資等は、食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。
- (5) 業者等からの調達物資は、業者等が食糧等輸送拠点に配送するよう要請する。
- (6) 食糧等輸送拠点における食糧の仕分け等については、町がボランティア等の協力

を得て行う。

4 食糧の配布・供給

- (1) 食糧の配布・供給場所は、原則として避難所とする。
- (2) 避難所での食糧の配布・供給については、避難所内のボランティア等と協同で実施する。
- (3) 食料の給与にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品の調達・供与に配慮する。

5 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しは、学校給食施設等を使用するものとする。
- (2) 炊き出しは、避難所内の住民、ボランティア、地域各種団体、自衛隊等の協力のもとに実施する。

第2 飲料水の供給

災害による水道施設の破壊または飲料水の枯渇、汚染により飲料水に適する水を得ることができない者に対し、必要な量の飲料水を供給する。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては飲料水だけでなく、大量の水が業務に必要なことから、水の備蓄が可能な施設等の整備に努めるとともに、災害時の水の受給について、県等と検討を図る。

1 給水の責任者および給水対象

(1) 給水の責任者

- ① 下表に示す特別の場合を除き、原則として、町が供給の責務を有する。
- ② 下表に示す特別の事態が発生した場合、法令の定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	県知事または県知事からの救助の実施に関する権限の一部を委任された町長	災害救助法 第23条 災害救助法施行細則 第15条
感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律により知事が使用停止を命じた場合で同法により知事が指示した場合	町長	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
災害時に緊急に水道用水を他の水道事業者へ補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め命令を発した場合	水道事業者または水道用水供給事業者	水道法 (昭和32年法第177号) 第40条

- ③ 町において、給水できないときは、県や隣接市町の協力を得て実施するものとする。

(2) 給水対象

給水対象は、災害のため水道施設に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者とする。

2 災害発生後の情報の収集

災害発生後、被災地域における水道施設の被害状況の調査を実施し、的確な配水調整により断水区域を最小限度に止めるとともに、断水区域については、応急給水対策の実施を図る。

3 応急給水

応急給水の実施にあたっては応急給水計画を作成し実施するものとする。

(1) 給水対象区域の把握

断水状況に基づき応急給水対象区域を設定する。

(2) 給水量の確保

浄水場、配水池等の被災状況に基づき、給水量の確保を図る。給水量は、最低1人1日3リットルの飲用水を供給するものとし、まず、2日程度に相当する飲料水を確保する。

このため、平時より各家庭や自治会（区）、自主防災組織が町と一体となって飲料水を確保する体制の整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な飲料水の備蓄に努める。

(3) 水源の確保

浄水場、配水池等が被災し、給水量が確保されない場合は、あらかじめ応急給水用に定める家庭および事業所の井戸水を利用するものとし、各家庭、事業所に協力を要請する。

家庭および事業所の井戸水でなお不足する場合は、河川水等による。

(4) 給水用資機材の確保

応急給水にあたっては、給水タンク、ポリタンク等によって行うものとし、車両および給水ポリ容器等の確保を図る。飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるよう配備しておく。

(5) 応急給水作業の要員の確保

住民に対する応急給水は、給水場所に直接運搬し、給水場所において自主防災組織・ボランティア等の協力を得て行うものであり、必要となる作業要員の確保を図る。

(6) 給水場所の設定

給水場所は、被災地域の避難所を基本とする。

(7) 給水計画の作成と広報

上記(1)～(6)に基づき、断水区域に対する給水場所、給水時間等を定めた給水計画を作成し、断水区域の住民に対し広報する。

広報は、直接給水対象区域住民に広報車、町防災行政無線、竜王町公式アプリ「しるみる竜王」等により行う。

4 給水方法

(1) 搬送による緊急給水

救護所、病院、福祉施設等の緊急を要する施設については、要請に応じて優先的に給水を実施するものとし、直接施設に搬送する。

(2) 避難所等給水場所における給水

避難所が開設された場合で避難所が断水した場合は、飲料水を運搬し、避難者および断水地域の住民へ給水する。住民への給水は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

避難所が開設されない場合においても、断水地域における給水は、避難所に指定された施設で行うことを基本とする。

5 広報等

応急給水を実施するにあたり、給水場所、給水時間について広報車等で広報を行うものとし、住民の不安を和らげるため、給水時間や場所、断水の解消見込み等の情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

第3 生活必需品等の供給

町は平時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定等必要な措置を講じるものとし、災害発生時には、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき被災者に対し生活必需品を給与または貸与することにより、被災者の生活の安定を図る。また必要とされる生活必需品等の量が町の備蓄量を超える場合には、県本部に備蓄物資の払出しを要請する。

1 生活必需品供給の対象者

全半壊（焼）等によって、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において生活物資を備蓄し、給（貸）与する。

- (1) 寝具
- (2) 衣服
- (3) 身回り品
- (4) 炊事用具
- (5) 日用品
- (6) 食器
- (7) 光熱材料
- (8) 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

3 生活必需品の調達等

- (1) 供給計画に基づき、備蓄品や町内業者等からの調達によって確保する。業者から調達する場合は、業者が食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

(2) 町内での調達等が困難な場合は、県に供給・調達を要請する。この場合においても、食糧等輸送拠点に輸送するよう依頼する。

4 生活必需品の搬送

食糧等輸送拠点から避難所等への搬送については、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て搬送する。

5 生活必需品の供給

生活必需品は避難所で配布することを基本とし、避難所内の団体、ボランティア等と協力して配布する。

6 義援物資の配布

義援物資として送られてくる多種多様な物資については、ボランティア等の協力を得て、食糧等輸送拠点において仕分けし、避難所の要請により配布する。

7 災害救助法による生活必需品の供給

(1) 災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状況にある者を対象にする。

(2) 災害救助法による生活必需品等の給与のため支出できる費用の基準額は、季別および世帯区分により別に定めるものとする。

第4 燃料供給計画

町は県と連携し、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

1 状況の確認と連絡体制の確保

県と町は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、町は各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油協同組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

2 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、県と町は優先供給すべき車両を選定する。

3 燃料の供給

県は、滋賀県石油協同組合（以下、組合という。）と災害時の応援協定を締結している。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県や町の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

4 燃料の確保

県は、組合等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対

して燃料の確保と県内への供給を要請する。

5 町民への広報

県と町は、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第3節 住宅対策

災害が発生した場合、家屋や住宅の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める必要がある。また、災害により住宅が滅失または破損した世帯に対して、応急仮設住宅を建設・供与することは、被災者の生活の早期安定を図る上で極めて重要である。そのため、県または町は、応急仮設住宅の建設・供与に係る計画を策定し、それに基づいて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の建設・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、要配慮者に対する配慮を行う。

第1 応急仮設住宅対策

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 入居対象者

①入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の3つの要件を満たす者とする。

- a. 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。
- b. 相当期間滞在することができる親類、知人等の居家がない。
- c. 住宅を賃貸し、または購入するための資力がない。

②災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者

(2) 入居者の選定

町は、十分な調査を基として行い、必要に応じ民生委員児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合、県は、必要に応じ町に選定事務を委任することがある。

(3) 応急仮設住宅の建設

町は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所において応急仮設住宅の建設適地を選定しておく。災害が発生した場合には、プレハブ建築協会、滋賀県建設業協会等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を建設する。なお、その際、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、要配慮者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するよう努める。

また、同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するとともに、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有する応急仮設住宅（「福祉仮設住宅」）施設を設置するように努める。

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施する。町は、県の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるために、遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

(4) 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

県および町は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(5) 建設戸数、規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の建設・供与の際の建設戸数、規模、費用の限度、着工期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」のとおりとする。

(6) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、町は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

2 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理等

1 応急修理対象者

災害のため住家が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者

2 応急修理

町は、被災家屋の居室、炊事場およびトイレ等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

県は、災害救助法が適用された場合、最低限日常生活に欠くことのできない部分について被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事が認めた場合は、町にその業務を委任することがある。

3 応急修理戸数、費用の限度、期間等

応急修理戸数、費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間」のとおりとする。

第3 被害状況調査

被害状況報告に基づき、町は県や必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、被災者がその建物にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいか等を判定する。

2 被災宅地危険度判定

降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図ることを目的として行う危険度判定を「滋賀県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき実施する。

※ 資 料

- 1 災害救助法による救助の程度、方法および期間 (資料編1-19)

第4節 文教対策

災害等の発生時の乳幼児・児童・生徒の安全確保および教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 風水害時における児童・生徒等の安全措置

校園長は、児童・生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じるものとする。また、暴風以外の警報（大雨、洪水、大雪等）が発表された場合は、学校園所在地域等の状況に応じて、特別警報または暴風警報と同様の措置を講じる。

1 臨時休校

登校前において児童・生徒等は、自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休校とする。

2 終業時刻の繰り上げ

児童・生徒等の登校後すなわち学校園管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童・生徒の安全を最優先とし適切な措置をとること。その際、児童・生徒等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をする。

また、その際は危険防止等についての注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付きそう事を検討する。ただし、保護者不在の場合または住居地域に危険のある場合は、学校園において児童・生徒等を保護する。

3 警報発表前における特例措置

基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、児童・生徒の安全を最優先とし上記1と同様の措置をとる。

また、学校管理下にあつて、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、児童・生徒の安全を最優先とし事前に教育活動を停止し、上記2と同様の措置をとる。

4 警報解除後における特例措置

判断の基準時刻とした午前7時まで、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあつても、学校所在地域や児童・生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、町教育委員会と協議のうえ、児童・生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとる。

5 その他の措置

校園長は、学校園の立地条件等を考慮し、常に災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、児童・生徒等の避難訓練の実施、災害時における登・下校対策等の措置を講じておく。

また、校園長は、常に気象状況に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の事項に留意し、応急教育体制に備える。

- (1) 学校行事等の中止
- (2) 災害時の事前指導および事後処理、保護者との連絡方法の検討
- (3) 町教育委員会、警察署、消防機関および保護者への連絡網の確認

第2 地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は次のような措置を講ずるものとする。

1 学校・園内での授業中の場合

- ア 災害の状況により、職員に対して学校防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 災害の規模、児童等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに県本部または町本部へ報告する。
- ウ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をする。
- エ 状況に応じ県本部または町本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得る。

2 学校・園外での活動中の場合

- ア 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- イ 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡する。その時連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

3 授業時間外の場合

- ア 震度5弱以上の地震が授業時間外に発生した場合、校・園長および職員は直ちに勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- イ 職員は発災直後の参集に関する規定に則り、速やかに勤務学校・園、または該当学校・園へ出向き、校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

第3 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は、避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

第4 応急教育実施の予定場所および教育実施者の確保措置

町教育委員会は、予め災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により学校授業が災害のために中断することのないよう、応急教育の実施予定場所の選定、その他災害により教職員に欠員が生じた場合の措置対策について、関係団体との協議、教職員・住民に対する周知徹底を図るよう指導を行う。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	教育実施者確保の措置
学校等の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	特別教室、屋内施設等を利用する。 2部授業を実施する。	① 欠員が少数の場合は、学校内において操作する。 ② 管内の学校間において操作する。 ③ 隣接学校より可能な範囲内において応援を受ける。 ④ 欠員(欠席)が多数のため①～③の方法によっても授業の実施が困難な場合は、県教育委員会に要請する。
学校等の校舎の全部が災害を受けた場合	公民館等公共施設を利用する。 隣接学校等の校舎を利用する。	
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	住民避難先の最寄の災害を受けなかった学校、公民館等公共施設を利用する。	
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、公民館等公共施設を利用する。	

第5 応急教育

被害の程度に応じ、教育の場所を公民館、その他に変更し、または学校が避難施設として学校の目的外に使用されることがあり、さらに、教科書、学用品等の損失またはき損も生ずることとなるので、次の点に留意して応急教育の実施に努める。

- (1) 教科書、学用品を損失した児童・生徒等のみが負担にならないよう応急処理をする。
- (2) 授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ通知(周知徹底)をする。
- (3) 授業が不可能な事態が長期にわたる時は、連絡の方法、組織(P T A、子ども会等)の整備を工夫する。

第6 教科書等の調達および支給計画

1 教科書の確保

- (1) 町教育委員会は、教科書の損失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。
- (2) 県教育委員会は、(1)の報告に基づき補給の必要がある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所に補給を依頼する。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、県教育委員会が、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

2 学用品の支給

- (1) 町教育委員会は、学用品を喪失またはき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある生徒、児童の人員、品目を調査・把握し、この確保に努める。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、権限の事前委任を受けている町長が支給の措置をとる。

第7 授業料等の減免に関する計画

被災により、授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講ずる。

第8 給食等の措置

- (1) 町からの被害状況報告に基づいて、県本部は「災害等の発生に伴う準要保護児童・生徒給食費補助金」の申請を行い、国からの交付金により速やかに被害状況を勘案して、町の設置者に対して補助金を交付する。
- (2) 町は、被害を受けた物資の状況を県本部（教育部保健体育班）に報告し、県本部は、被害物資を掌握して、その物資の処理方法等について助言や必要な連絡調整を行う。

第5節 文化財の保護

文化財が被災した場合は、その所有者および管理団体は、直ちに東近江行政組合消防本部に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、町の教育委員会に報告する。

町の教育委員会は、その結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあつては県（教育委員会）へ、国指定の文化財にあつては県（教育委員会）を経由して文化庁へ報告しなければならない。

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講ずるとともに、文化財等の廃棄、散逸を防止するため、所有者または管理団体の要請に応じて一時保管の措置を講じる。

第6節 自発的支援の受入れ

第1 ボランティア・NPO等の受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、町は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等の関係団体と連携し必要な措置を講じる。

1 受入れ窓口の開設

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合は、災害ボランティアセンターを設置し、受入れ窓口を開設する。受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、社会福祉協議会等と共同して行う。なお運営にあたっては、「現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本資料とする。

2 ボランティア活動の要請

自発的なボランティアの申入れでは、必要なボランティア需要に満たない場合は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入れ体制等について取りまとめ、県災害ボランティアセンターに速やかに連絡し要請を行う。

3 専門ボランティアの協力

県では、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアの把握に努めており、このようなボランティアが必要な場合、県本部に要請する。

4 ボランティアの活動支援

災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

ボランティアは、災害ボランティアセンターを活動拠点とし、ボランティアコーディネーターを核としたグループを編成し、応急復旧活動にあたる。

5 災害ボランティアの調整にあたっての基本事項

- ①被災地の住民・自治会（区）等住民自治組織との話し合いを十分におこない、ボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ②時間の経過とともに変化するボランティアニーズを、被災者のペースに合わせながら丁寧に把握するよう努めること。
- ③ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ④ボランティアが最大限に力を発揮できるよう、ボランティアの持っている力を把握し、活動の質を高めるオリエンテーションをするよう努めること。
- ⑤ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑥災害ボランティアセンターは、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。

⑦町は、災害ボランティアセンターの円滑な運営を支援する。なお、ボランティアの調整、派遣にあたっては「災害ボランティアコーディネーターハンドブック」を基本資料とする。また、ボランティア活動に関する事項は「災害ボランティア活動ハンドブック」を基本資料とする。

第2 義援金品の配分

町は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県および近隣市町、町内から災害義援金品の募集・受入れを行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者へ公平性に配慮しつつ配分を行う。

1 義援金の募集

(1) 義援金の募集

本町が被災した場合、義援金の募集は、町、県、日本赤十字社、社会福祉法人県共同募金会等の関係団体により募集・配分委員会を構成し、各機関と協力共同して行う。その際、原則的に、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において、義援金の募集が行われるが、補足的に、町も義援金の募集を行う。

(2) 義援金の受付

必要に応じ受付窓口を開設し受け付けを行う。義援金については、その都度県単位機関へ引き継ぎを行う。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録をする。

(3) 義援金の配分

募集・配分委員会が、被災者等に対する配分方針を決定しこの方針にしたがって町に配分した義援金を、被災者の状況などの調査を行ったうえで募集・配分委員会の方針に準じて被災者に対し配分する。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか災害の状況に応じて、募集・配分委員会が決定した方針に準ずる。

2 義援物資の募集

(1) 義援物資の募集

物資の供給については、県および町の備蓄物資、物資協定締結企業等からの調達物資、国・関西広域連合からの支援物資を活用することを基本とするが、町は、災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、特に必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、町は、以下の内容について広報を行う。

- ・被災地において必要とする物資
- ・被災地において不要である物資
- ・当面必要でない物資
- ・義援物資送付の際の留意事項

（送付者において仕分けを徹底すること、腐廃物、危険物等の送付を差し控えるこ

と、その他の留意事項)

(2) 義援物資の受付

町は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。

物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県および近隣市町に協力を要請する。

(3) 義援物資の配分

町は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分に当たって被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

※ 資 料

1 義援金募集配分計画様式

(資料編2-14)